新港サークルウォークでの撮影をご希望される事業者様へ

1. 場所

横浜市中区新港二丁目

2. 名称

新港サークルウォーク(歩道橋) とういつ

3. 撮影に必要な許認可

当該地を商業目的の撮影で使用する際は、新港サークルウォークの施設管理者である横浜市港湾局からの**撮影許可**と、新港サークルウォークの所在地を管轄する警察署からの**道路使用許可**の**二種類の許可**が必要となります。

- 4. 撮影許可の調整手順
 - (1)横浜赤レンガ倉庫共同事業体へ、ご連絡ください。
 - (2)横浜赤レンガ倉庫共同事業体(および、必要により施設管理者である横浜市港湾局)と、現地確認や、撮影日時、撮影内容等について資料を提出してください。
 - (3) 撮影許可申請書に必要事項をご記入いただき、横浜赤レンガ倉庫共同事業体へ提出してくださ
 - (4)使用料は、以下の通りです。

動画撮影 1時間までごとに30,000円

静止画撮影 1日につき30,000円

- (5)撮影許可に際しては条件を付しますので、あらかじめご了解願います。 撮影前に使用料の納付をしてください。納付確認後、撮影許可書をお渡しします。
- 5. 問い合せ先
 - (1)港湾局からの撮影許可

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

電話 045-226-1910

申請期限 撮影希望日の1週間前15:00 (必ず、申請前に事前調整を行って下さい)

(2)道路使用許可

横浜水上警察署(交通係)

住所 横浜市中区海岸通1丁目1番地

電話 045-212-0110 (代表)

- 6. 撮影にあたって留意点
 - (1)新港サークルウォークは公共施設(歩道橋)です。人止め等の行為はできません。
 - (2)階段や隣接施設との接続部に歩行者が滞留しないよう、誘導員の配置が必要です。
 - (3)周辺施設との調整は、必要に応じて撮影の申請者が行ってください。

(担当)

横浜赤レンガ倉庫共同事業体 電話 045-226-1910